

令和7年度第二回措置等報告評価検討会の開催について

- 令和8年2月5日に令和7年度第二回措置等報告評価検討会を開催し、令和7年8月25日に開催した第一回措置等報告評価検討会において同検討会委員からお示し頂いた主な御意見について、矯正局において検討した結果を下表のとおり報告しました。

【措置等報告評価検討会委員からお示し頂いた主な御意見に係る検討結果】

	検討会委員からお示し頂いた主な御意見	検討結果
1	<p>職員育成に関して、講師と受講者、上司と部下といった垂直方向だけでなく、職員同士が互いに学び合う水平方向の研修を充実させること。</p> <p>また、年代や職種、勤務箇所等による職員意識の差について丁寧に分析した上で、職務環境改善のために必要な対応策を検討すること。</p>	<p>新たに職員となった者に対する研修やキャリアに応じた各種研修などにおいて、知識を付与する講義形式の研修のみならず、意見交換や討議などといった、研修員同士で考え、互いに学び合うことができる形式の研修も積極的に行っている。</p> <p>矯正官署で勤務する職員に対するアンケートを実施して、年代や職種などの属性による意識の違いを分析したところ、同結果等も踏まえ、矯正行政の2030年までの中長期的な運営方針となる「矯正行政の運営戦略2030」に職員の健康幸福に関する取組を盛り込んでいるところ、引き続き職務環境改善に向けて取り組む。</p>
2	<p>物価高騰や気候の変化を踏まえ、食事の給与や冷暖房設備の設置、使用等について必要な予算を確保するよう引き続き努めること。</p>	<p>令和8年度予算案（令和7年12月26日閣議決定）において、物価高騰影響分の予算が計上された。引き続き、市場の動向を踏まえ、必要な予算の確保に努める。</p> <p>また、冷暖房設備の設置については、予算状況及び施設所在地における気象条件等を踏まえ、順次、整備を進めており、引き続き、冷暖房設備の設置に必要な予算の確保に努める。</p>

3	<p>視察委員会の負担軽減策について、引き続き検討すること。</p> <p>また、拘禁刑の導入に伴う処遇の充実等、矯正全体及び各矯正施設が注力して取り組んでいる事項について、視察委員会に対する情報提供、国民に対する情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>視察委員会の負担軽減に向け、実情を把握した上で、引き続き対応を検討する。</p> <p>また、視察委員会に対するより積極的な情報提供に努めるとともに、矯正局公式X等を活用するなど、国民に対する積極的な情報発信に努める。</p>
4	<p>物品の貸与及び支給又は自弁については、社会一般における在り方との差が大きくなるよう、中長期的視点に立ち、改善できる点はないか引き続き検討すること。</p>	<p>被収容者に貸与等する物品の範囲については、被収容者の自律性・自主性のかん養の観点も踏まえ、引き続き、適切な運用を検討する。</p> <p>また、矯正施設における物品販売等の運営事業（第4期）については、令和7年9月3日、公募により、株式会社ティーガイアを事業実施者に決定した。</p>
5	<p>被収容者からの疾病等の申出に対しては、カルテにその内容や当該申出に対して医師がどのような見立てをして検査や処方等の要否を判断したのか等を適切に記載するとともに、本人に対しては当該判断が医師の医学的見地に基づくものであることを丁寧に説明すること。</p>	<p>疾病等のある被収容者に対して、医師がその専門的な知見に基づき診療を行い、当該被収容者の症状に応じた検査の実施や薬剤の処方など必要な医療上の措置を講じた場合は、今後もカルテに適切に記録を残すとともに、その治療内容等について、被収容者から十分な理解を得られるように引き続き丁寧な説明を行っていく。</p>

6	<p>拘禁刑の導入を踏まえた受刑者の自主性・自立性のかん養や、学習意欲の向上等に寄与する方策を検討すること。</p> <p>また、拘禁刑下における規律及び秩序の維持の在り方について、矯正全体として検討し、施設間での問題意識や良好事例の共有を図ること。</p>	<p>グループワーク等の実施を通じて、出所後の就労や就労後の定着のために必要な能力の向上を図るコミュニケーション能力等向上作業を整備し、全国71庁で実施している。</p> <p>一部の刑事施設では、中学・高校教育の機会を希望者に提供しているところ、松本少年刑務所における中学校教育について、令和8年度からは一部男女共学化し、これまでの倍の人員での開講を予定している。</p> <p>規律秩序の維持に関する訓令及び通達を改正し、「動的保安」について定めたほか、良好事例の共有等を含めた規律及び秩序の維持に関する研修を実施している。また、拘禁刑下における作業拒否等への対応についての協議を踏まえて、今後、拘禁刑下の懲罰の運用に係る通知を発出する。</p>
7	<p>在院者の個別事情に応じた適切な指導を実施するとともに、職員の負担軽減策等を講ずることにより、少年院における矯正教育の更なる充実を図ること。</p>	<p>少年院においては、在院者の個々の特性に応じた処遇の充実と職員の負担軽減を図るため、令和6年度以降、一部の矯正教育について弾力的な運用を可能とする試行を実施しているところであり、その状況等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>
8	<p>被収容者の外部交通の機会の確保及び適正な運用に引き続き努めること。</p>	<p>被収容者の外部交通について、引き続き、適切な運用に努める。</p>